

◎新潟県告示第449号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり寄附金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託を受けた者
東京都中央区京橋二丁目2番1号
株式会社さとふる
- 2 委託に係る寄附金
ふるさと新潟応援寄附金
- 3 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで